

臨床栄養師研修臨床研修相当のための症例検討の実施要綱

1. 症例検討の目的

- 1) 栄養ケア・マネジメント実践経験者に対し、臨床栄養師研修としての経験を評価し、症例検討の実践能力の取得を目的とする。

2. 臨床栄養師研修施設でない施設に勤務している管理栄養士の場合（履修時間 900 時間）

- 1) 臨床研修は、臨床栄養師研修施設において、自分が担当している専門分野以外の領域で 50 時間以上行わなければならない。
- 2) 症例検討による臨床研修または認定講座（ただし NST 研修科目を除く）相当時間は 1 症例 20 時間とし、以下の 4 領域 14 分野から 1 分野 3 例以内を選択し、最大で 720 時間（36 症例）以内とする。

なお、令和 3 年 1 月に新型コロナの【感染拡大に伴う臨床研修特別措置】(<https://j-ncm.com/wp/wp-content/uploads/2021/01/202103keijibutu.pdf> 参照のこと) によって、2019 年度～2022 年度に臨床研修を開始した者及び、令和 3 年 6 月に 2018 年度以前開始し現在も当該研修を継続している会員に対して、臨床栄養師研修施設ではない施設に勤務している者は、履修が必要な 900 時間のうち症例検討を、以下の症例（1 症例 20 時間として）を選択し、最大で 850 時間行うことができる（令和 3 年 1 月、令和 3 年 6 月）。

①急性期病院

- 分野 1：消化管疾患（癌も含む）
- 分野 2：肝臓・胆嚢・膵臓疾患（癌も含む）
- 分野 3：循環器疾患（高血圧・心不全（脂質代謝異常）・動脈硬化症など）
- 分野 4：代謝性疾患（糖尿病・脂質異常症など）
- 分野 5：呼吸器疾患
- 分野 6：腎臓疾患（癌・透析を含む）
- 分野 7：脳神経疾患（脳卒中など）
- 分野 8：ICU

②医療療養病床・回復期リハビリテーション病床

- 分野 9：摂食・嚥下障害保有患者（経口維持、経口移行など）
- 分野 10：高次機能障害患者

③介護保険施設・通所サービス・居宅療養管理指導

- 分野 11：低栄養状態の高齢者
- 分野 12：認知症を有する高齢者
- 分野 13：エンド・オブ・ライフ

④その他

- 分野 14：小児

3. 臨床栄養師研修施設の管理栄養士の場合（履修時間 200 時間）

- 1) 臨床研修は、臨床栄養師研修施設において、自分が担当している専門分野以外の領域で 50 時間以上行わなければならない。
- 2) 症例検討による臨床研修相当時間は 1 症例 20 時間とし、上記 2. 2) の 4 領域 14 分野から 1 分

野 1 例以内を選択し、最大で 160 時間（8 症例）以内とする。

4. 症例の提出について

- 1) 症例の提出は、別紙の臨床栄養師研修臨床研修相当のための症例報告書（報告書 1 ワード版及び報告書 2 エクセル版）をホームページからダウンロードし、PES を用いて MS 明朝、11 ポイント で作成し、メール添付で事務担当 加納（ncm.kanou@gmail.com）宛てに送付する。件名には必ず【臨床研修症例検討（〇件）】と記載する。報告書のファイル名には氏名を入れる。なお、やむをえない場合には、紙ベースで運営担当宛てに送付する。（〒238-8522 神奈川県横須賀市平成町 1-10-1 神奈川県立保健福祉大学栄養学科田中和美教授付 日本健康・栄養システム学会 加納亜紀子宛）

5. 症例提示者及び評価方法

- 1) 症例指導者とは、症例提示及び評価を行う臨床栄養師研修委員会が委任した臨床栄養師をいう。
- 2) 症例指導者は、症例提示を行うと共に作成された症例を評価基準に基づき評価する。
- 3) 症例指導者である臨床栄養師は、継続研修単位として、1 症例報告（研修時間 20 時間相当）につき臨床栄養師継続研修履修単位として 20 単位を取得することができる。また、指導料（1 症例につき 20 時間×220 円＝4,400 円）が臨床研修費として支払われるものとする。
- 4) 症例指導者は、各症例について以下の 10 項目の評価項目に対し 5 段階で評価し、50 点満点中 30 点以上を合格とし相当時間が認められる。
- 5) 症例指導者は、5. 4) において合格点に満たない症例報告書については評価結果とともに、運営担当を通じて研修生に指導のためのコメントとともに返却し、症例報告書の再提出を求め、5. 4) と同様の再評価を行い、相当時間の承認の有無を決定する。但し、この場合の再評価料は 5. 3) の指導料に含まれるものとする。

※臨床栄養師研修臨床研修相当のための症例検討評価項目

（10 項目×5 段階＝50 点満点とし 30 点以上を合格とし相当時間を認める）

- ① 栄養ケアに関する問題点の抽出が適切に行われている
- ② 栄養ケアに対し適切なアセスメントが行われている
- ③ 栄養ケア問題に対し解決方法が適切に提示できている
- ④ 適切な栄養補給ルートを選択し栄養補給量を提示できる
- ⑤ 実践可能な栄養ケア計画が立案できている
- ⑥ 栄養ケア計画に対するモニタリング項目を立案でき、かつその時期が適切である
- ⑦ 栄養ケア計画のアウトカム設定が適切である
- ⑧ 対象者の QOL を適切に把握し、栄養ケアに含んでいる
- ⑨ 栄養ケアプロセスを理解し使用できる
- ⑩ 症例提示者が重要視する項目が適切である

（令和 3 年 8 月 20 日）